

令和 3 年 6 月 4 日
学校健康推進課

損害賠償請求事件について

- 1 事件名 損害賠償請求事件
- 2 訴状送達日 令和 3 年 5 月 2 1 日
(口頭弁論期日 令和 3 年 6 月 2 2 日)
- 3 当事者 原告 甲及び甲親権者父・母
被告 世田谷区

4 内容（原告の主張）

原告甲は、平成 2 9 年 4 月に区立中学校（以下「本件中学校」という。）に入学し、バドミントン部（以下「部活」という。）に入部した。本件中学校の部活の練習は非常に過酷であり、原告甲はその練習により 1 年生の 3 学期ころから腰の左側に痛みを感じ始めた。それは 2 年生になっても続き、その後腰の右側にも痛みを感じ始め、2 年生の 8 月から部活を休まざるを得なくなり、9 月に病院に受診したところ「腰椎分離症」と診断を受けた（以下「本件事故」という。）。現在でも、長時間座ったり全力疾走をすると、腰に鈍い痛みと重さを感じている。

本件事故は、部活の顧問教諭やコーチらが部活の指導という職務を行うにつき、安全配慮義務に違反したことにより生じたものである。

以上により、被告は国家賠償法第 1 条第 1 項に基づく損害賠償責任があるとし、損害賠償金、2 2 4 9 万円余を原告に対し支払うよう求めている。
(甲の損害：2 2, 4 9 8, 6 3 0 円)

5 今後の対応

相手方の請求の内容を十分精査し、適切に対応していく。